改正後

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項中「その他の書類」の下に「又は電磁的記録印刷書面（所得税法施行令第二百六十二条第一項に規定する電磁的記録印刷書面をいう。第六項において同じ。）」を加え、同条第六項中「書類」の下に「又は電磁的記録印刷書面」を加える。

第三条の四第二項第二号中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項」に、「第六十六条の四第十七項第三号」を「第六十六条の四第二十一項第三号」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。

第三条の四の二第一項第四号中「第六十六条の四第十七項第三号」を「第六十六条の四第二十一項第三号」に改める。

第三条の四の三第二項第一号中「第五十五条の四第一項」を「第五十三条第二十三項」に、「同項」を「第五十五条の四第一項」に改め、同項第二号中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に、「第六十八条の八十八第十八項第三号」を「第六十八条の八十八第二十二項第三号」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。

第三条の十三の三第一項第一号中「地方法人特別税」の下に「（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税をいう。以下同じ。）」を加える。

［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正前

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項中「その他の書類」の下に「又は電磁的記録印刷書面（所得税法施行令第二百六十二条第一項に規定する電磁的記録印刷書面をいう。第六項において同じ。）」を加え、同条第六項中「書類」の下に「又は電磁的記録印刷書面」を加える。

第三条の四第二項第二号中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項」に、「第六十六条の四第十七項第三号」を「第六十六条の四第二十一項第三号」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。

第三条の四の二第一項第四号中「第六十六条の四第十七項第三号」を「第六十六条の四第二十一項第三号」に改める。

第三条の四の三第二項第一号中「第五十五条の四第一項」を「第五十三条第二十三項」に、「同項」を「第五十五条の四第一項」に改め、同項第二号中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に、「第六十八条の八十八第十八項第三号」を「第六十八条の八十八第二十二項第三号」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。

第三条の十三の三第一項第一号中「地方法人特別税」の下に「（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税をいう。以下同じ。）」を加える。

［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（地方税法施行規則の一部改正）

第三条　次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後

別記第二号様式（用紙日本工業規格Ａ４）（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十四号）附則第九条関係）

［様式　略］

別記第２号様式記載要領

［１～３　略］

４　卸売販売業者等は、以下の点に留意すること。

（１）　平成30年改正法附則第23条第２項の規定により市町村たばこ税の課税対象となる製造たばこの数量については、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）」の欄の「★⑥」欄から「★⑫」欄に記載すること。

［（２）　略］

改正前

別記第二号様式（用紙日本工業規格Ａ４）（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十四号）附則第九条関係）

［様式　同上］

別記第２号様式記載要領

［１～３　同左］

４　卸売販売業者等は、以下の点に留意すること。

（１）　平成30年改正法附則第23条第２項の規定により道府県たばこ税の課税対象となる製造たばこの数量については、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）」の欄の「★⑥」欄から「★⑫」欄に記載すること。

［（２）　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。